

令和2年度 第1回広島県障害者施策推進協議会議事録

- 1 日 時 令和2年8月20日(木) 14:00~15:45
- 2 場 所 WEB会議及び県庁北館2階 第1会議室
- 3 出席委員 井上委員, 井本委員, 大本委員, 岡本英登委員, 岡本仁委員, 小田委員, 片岡委員, 金子委員, 上川委員, 衣笠委員, 関川委員, 高杉委員, 西村委員, 林委員, 平石委員, 古江委員, 田中委員
- 4 議 題 (1) 広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の進捗状況について
(2) 第6期広島県障害福祉計画及び第2期広島県障害児福祉計画の骨子(案)について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ
TEL (082) 513-3161 (ダイヤルイン)

6 会議の内容

- (1) 議題(1)の「広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の進捗状況について」, 資料1により事務局から説明。

【主な意見】

(委員)

資料1の6ページの23「就労定着支援サービスによる支援を開始した時点から1年後の職場定着率」の実績が良くない理由があれば教えてほしい。

また, 4ページの総括目標の「全ての避難行動要支援者に係る個別計画の作成」について, 平成26年8月豪雨, 一昨年度の西日本豪雨など雨の被害が多く, 避難行動要支援者の個別計画が非常に大事だと考えているが, 計画の作成が進んでいない状況である。県として各市町にどのような対応をしているのか。

(事務局)

就労定着支援事業については, 平成30年度に開始された事業であるため, まだ支援のノウハウや, 関係機関との連携等が十分にできていないのではないかと考えている。

(事務局)

2点目の避難行動要支援者の個別計画の作成については, 全ての方について計画を作成することが大事である。個別計画をたてる前提として, 避難行動要支援者を把握する必要があるが, それができている市町があるため, 相談支援専門員の協議会とも連携し, 要支援者の障害福祉サービスの計画作成時にあわせて, 個別計画も作成できないかと考えている。

(委員)

車椅子の方や一人で暮らしている障害のある方の避難方法など, 本人も含めて一緒に相談していただきたい。

また, 知的障害の重度の方は近くの避難場所に避難したくても行けないというお母さんがいた。一般の避難所における専用施設の確保について考えてほしい。避難所で配慮が必要なこと, 福祉避難所への移動等をしっかり検討していただきたい。市町への支援もしっかりしていただければと思う。

(委員)

障害の重い方は一般の避難所では生活できない方が多いと聞いている。そういった方は、一般の避難所に行ってから福祉避難所ではなく、第一避難先を福祉避難所としていただきたい。福祉避難所は行政が必要と認めないと開設できないので、多くの方が避難所に入れるようにしていただきたい。

2点目は、4ページの総括目標の「福祉施設の入所者の地域生活への移行者数」について、先ほど施設入所者は重度・高齢化していてなかなか移行が難しいということと、日中サービス支援型のグループホームの数が少ないという説明があったが、障害の重い子のお母さん方からは入所施設を作ってほしいという意見がある。そういう声もある中で、実態に即した目標値の設定が必要ではないか。

また、精神障害者の地域移行についても、居住の場や仕事など社会資源も併せて考え、目標を具体化していく必要があると考える。

最後に、29ページの「⑩計画相談支援」の利用者数の実績が目標値に対して100%を超えているが、セルフプランの方が多かったり、特定相談の事業所がないといった状況がある。資料の21ページに、相談支援の資格要件を満たす者は約2,800人いるが、相談支援専門員として配置されている者は2割弱とあるが、この点を踏まえた相談支援計画の実施が必要ではないか。

(事務局)

福祉避難所と一般避難所について、通常は一般の避難所を利用し、それが難しければ福祉避難所という順番だが、以前からそれは問題ではないかと意見はいただいている。直接福祉避難所を利用するという議論もあったと思うが、確認をさせていただきたい。

地域生活への移行について、入所施設はノウハウ、人材、地域における障害者を支援する拠点として貴重な社会資源と考えている。国の施策として地域の中で少しでも長くということが進んでいるので、定員増は難しいところはあるが、維持をしていくということで考えたい。

精神障害者の地域移行については、第5期障害福祉計画で精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について定め、圏域で精神障害者の地域移行に向けた協議の場を作りつつあるというのが現状である。そこでの議論を踏まえて、それぞれの地域における地域包括ケアシステムを作っていく。

相談支援については、実態としてセルフプランが多く、相談支援専門員や相談支援が受けられる事業所が足りているとは考えていない。次期障害福祉計画の方で相談支援の充実は大きなテーマになっているので、そこで議論していきたい。

(委員)

資料7ページの成果目標51「精神障害者の地域移行に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」について、目標が23市町で令和元年度11市町ということだが、複数市町での設置などあるのか。

また、成果目標と実績の達成見込の判定基準について教えてもらいたい。例えば、資料7ページの成果目標54「福祉施設の入所者の地域生活への移行者数」の実績が低いが、達成見込は△(今後の取組によっては達成が見込まれる)となっており、56「地域生活支援拠点等(システム)の整備」についても、実績が低い中、△となっている。なぜ△となっているのかお伺いしたい。

(事務局)

1点目の精神障害者の地域生活への移行に係る協議の場の設置について、現状の11市町は全て単独での設置である。

2点目の地域生活移行者数については、現状進捗率は10.7%だが、第6期の障害福祉計画をこれから議論する中で、課題等整理して施策が実施できればと思っており、現状では△ということにしている。

地域生活支援拠点等システムの整備については、令和元年度は5市だが、今年度末までの整備に向けて各市町頑張っているという状況である。

(委員)

福祉施設について、中山間の施設ではスタッフの確保が難しく、十分な支援が受けられないという状況がある。今後の取組の中で、例えば、大学で勉強している方などに中山間の施設への就職について働きかけていただけないか。

(事務局)

中山間に限らず、介護分野についての人材不足は非常に大きい課題となっている。障害と高齢と一緒にあって、県社会福祉協議会の力も借りながら、県全体として介護人材を確保するための色々な取組、例えば若い世代への施設の見学や合同の面接会など色々な取組を何年も前から続けているところである。表立った成果が表れていないかもしれないが、これらの取組を続けていくとともに、人材確保は大きな課題であり、もっと力を入れて取り組んでいかなければならないと思っている。

(委員)

県社協は県の福祉介護人材確保の重点施策として福祉・介護人材確保総合支援協議会の事務局を務めており、関係機関と連携して各種事業を行い、福祉介護職場のイメージ改善に取り組み、少しずつ成果は上がってきている。地域的なことは、市町単位でも総合支援協議会を設置していき、色々な事業を展開している。県単位と市町単位で連携して成果をあげていきたいと考えている。

(委員)

6ページの42「児童発達支援センターの設置市町」や43、44「重症心身障害児を対象に児童発達支援事業や放課後等デイサービスを行う事業所のある市町」が全て×(バツ)となっている。また、25ページの地域における重層的な障害児支援体制の構築のところで、「保育所等訪問支援の実施」も実績は低い状況にある。

18ページの「療育体制の充実」において、障害児を受け入れる保育所が477園ととても多くなっており、保育所等訪問支援の方が保育所に行って、必要な支援、支援者へのアドバイスなどをしていただければ子供たちの療育につながるので、保育所等訪問支援のできる体制を推進してほしい。児童発達支援センターから訪問してもらうか、人材がいなければ保育所等訪問支援員を県が養成することも検討してもらいたい。

次は、19ページの「地域生活支援拠点等(システム)の整備」について、令和2年度末までに全市町において地域生活支援システムの整備が完了とあるが、厚生労働省においても令和3年3月までに、どのような地域機能を作りたいかを共有することが重要で、整備は後でも良いとしているので、この辺りを踏まえていただきたい。

最後に、13ページの「生涯を通じた多様な学習活動の充実」のところで、図書館において、障害のある方が利用しやすい資料を収集とあるが、資料だけではなく、図書館自体が利用しやすいものであってほしい。2016年に全国手をつなぐ育成会でパンフレット(「わかりやすい情報提供のガイドライン」)を作成しており、参考にしてほしい。

(事務局)

保育所等訪問支援と地域生活支援拠点等については、次期障害福祉計画でも引き続きの取組となるので、委員の意見も反映させていただきたい。

図書館の件は教育委員会に伝える。

(2) 議題(2)の「第6期広島県障害福祉計画及び第2期広島県障害児福祉計画の骨子(案)について」,
資料2により事務局から説明。

(委員)

地域生活移行のところで、入所施設の定員を県としてどのように考えているのかお伺いしたい。

(事務局)

実態として入所施設の待機者もたくさんおり、地域の中での支援体制が整っていない状況もある。定員と地域の中で障害者の方をどのように支えるのかはセットであり、定員削減ありきでは考えていない。

(委員)

資料2の3ページの課題で、福祉施設入所者の地域生活への移行について相談支援体制が不十分と書かれているが、入所施設はそれぞれ計画相談を行っている。この部分については何か意図があるのか。

(事務局)

第5期計画作成の際に、入所の方が実際に移行して具体的にどのように生活するのかイメージが持てない、地域に移行して必要な資源を結びつける体制が不十分ではないかという声があったため、これを踏まえた表現としている。入所施設においては全て相談員がついてモニタリング等を行っているが、施設の生活が前提となっているので、地域での生活ができるかどうかの相談支援のあり方は別だと考えている。

(委員)

資料2の3ページに成果目標、課題が書いてあるが、例えば④の福祉施設の入所者の地域生活への移行のところで、重度・高齢化対応のグループホームは特に少ないと書いてあるので、そこに着目するなど、数値目標を絞って、具体的な取組を行うなどするのが良いのではないか。

もう1点は、資料3の概要版は資料2を簡略化して、ルビをうったものとしているが、分かりやすい資料作成への配慮が必要である。当事者に意見を聞いたり、視覚で分かる形にするなどすれば、当事者が中身を理解しやすい。

(事務局)

第6期の数値目標についてはこれから考える。成果目標は、ある程度国から示されているものもあるが、当会議等に諮りながらこれから決めていくものもある。資料2の5(1)の目標値がそのままスライドするわけではない。その部分については課題を踏まえ、見直していく。

また、概要版については、現時点はルビをふっているだけだが、最終的に第6期計画の概要版を作成する際には、もう少し分かりやすい形にさせていただきたい。

(委員)

資料1の15ページ「情報バリアフリー化の推進」について、取組内容の中に知的障害者対象と思われる取組がない。知的障害者を対象とした分かりやすい情報発信をしていただきたい。

また、13ページの「生涯を通じた多様な学習活動の充実」の令和元年度の取組に、障害のある方へ配慮した講座等の情報をホームページで発信とあるが、できるだけ分かりやすい方法で知らせてほしい。

(事務局)

情報バリアフリー化については、知的障害の方も対象に含まれるため、工夫をしていきたい。今のところ県のホームページでも、ルビをふるなどしかできていないが、少しずつ範囲を広げるよう続けていきたい。

講座の件については、今はホームページのことしか書いていないが、ホームページに限らず、SNSやスマートフォンを利用される障害者が増えている。パソコンに限らず、スマートフォンでも扱えるような簡単な形の情報発信についても県の方で考えていきたい。

(3) その他

(委員)

成果目標の中であいサポートアート展の来場者数が目標値に達成しなかったとあるが、今年度も10月27日から11月1日まで広島県立美術館、11月17日から11月22日までふくやま美術館で、コロナ禍の中ではあるが実施する予定となっている。ぜひ皆様にも御来場いただければと思う。

(委員)

県と市町で計画の策定及び施策を実行する仕組みを教えてください。

(事務局)

障害福祉計画の策定に当たっては、国の基本指針に沿って、県・市町で検討していくことになる。今後全ての市町と障害福祉計画の策定に向けた検討の場を設けることとしており、この場を通じて、市町と同じ方向で取組が進められるよう、検討してまいりたい。

(委員)

参考資料1-1の31ページの「障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進」や資料1の15ページの「文化芸術・余暇活動の充実」について、障害者の芸術文化活動を支援すると書いてあるが、どういった内容の支援をしていただけるのか。今はあいサポートアート展を開催していると思うが、絵画以外の芸術文化も対象なのか。

(事務局)

アート以外にも、広島県アートサポートセンターに業務を委託し、舞台芸術やワークショップといった様々な活動を通じて、障害者の色々な芸術文化活動を支援しているところである。

7 会議の資料名一覧（配付資料）

次第

資料1 広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の進捗状況

資料2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の骨子(案)について【たたき台】

資料3 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の骨子(案)について(概要版)

参考資料1-1 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)

参考資料1-2 第6期障害福祉計画に係る基本指針について

参考資料1-3 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について

別添資料 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画(冊子)